

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認 令和2年3月2日

東京都作業部会確認 令和2年3月3日

事業名 各競技会場における防火防災管理業務の一部業務委託

案件名 オリンピックスタジアム他9会場における防火防災管理業務に係る一部業務委託

確認の視点	東京都の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること	本事業は、東京2020大会における各競技会場の防火防災管理を法令等に基づき確実に実施するために必須なものである。したがって、大会に必要な経費として平成29年5月31日の大枠の合意に基づき、パラリンピック経費の1/4相当額を東京都が負担する事項である。	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	本事業は、大会運営の一環として実施する事業であり、組織委員会が関係者と調整を図りながら一元的に実施した方が効率的かつ効果的と考える。	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	本事業は、東京2020大会における各競技会場に係る消防関係法令上の要件と、大会運営上の安全・安心を確保するため、大会の成功には必須である。
	効率性	本事業は、施設や会場に精通した施設管理者や会場警備事業者と個別協議の上、対応可能な会場を抽出、精査することで経費削減を行っており、効率性について配慮している。
	納得性	本事業は、一般競争による調達先を検討したが、資格や専門性を必要とする要員の確保が困難で対応できないことから、競技会場特有の状況や課題を的確に把握している既存施設管理者や会場警備受託事業者と協議し、精査した価格を計上している。
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること	本事業は、大会開催時の各会場における防火防災管理において、消防関係法令を遵守し安全・安心な大会を実現するために必要な事業であり、公費負担の対象として適切と言える。また、V4予算内に収まっている。	

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認 令和2年3月2日

東京都作業部会確認 令和2年3月3日

事業名 各競技会場における防火防災管理業務の一部業務委託

案件名 東京アクアティクスセンター会場他1会場における防火防災管理業務に係る一部業務委託

確認の視点		東京都の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること		本事業は、東京2020大会における各競技会場の防火防災管理を法令等に基づき確実に実施するために必須なものである。したがって、大会に必要な経費として平成29年5月31日の大枠の合意に基づき、パラリンピック経費の1/4相当額を東京都が負担する事項である。	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		本事業は、大会運営の一環として実施する事業であり、組織委員会が関係者と調整を図りながら一元的に実施した方が効率的かつ効果的と考える。	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	本事業は、東京2020大会における各競技会場に係る消防関係法令上の要件と、大会運営上の安全・安心を確保するため、大会の成功には必須である。	
	効率性	本事業は、施設や会場に精通した施設管理者や会場警備事業者と個別協議の上、対応可能な会場を抽出、精査することで経費削減を行っており、効率性について配慮している。	
	納得性	本事業は、一般競争による調達先を検討したが、資格や専門性を必要とする要員の確保が困難で対応できないことから、競技会場特有の状況や課題を的確に把握している既存施設管理者や会場警備受託事業者と協議し、精査した価格を計上している。	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		本事業は、大会開催時の各会場における防火防災管理において、消防関係法令を遵守し安全・安心な大会を実現するために必要な事業であり、公費負担の対象として適切と言える。また、V4予算内に収まっている。	

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認 令和2年3月2日

東京都作業部会確認 令和2年3月3日

事業名 各競技会場における防火防災管理業務の一部業務委託

案件名 有明アリーナ会場における防火防災管理業務に係る一部業務委託

確認の視点	東京都の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること	本事業は、東京 2020 大会における各競技会場の防火防災管理を法令等に基づき確実に実施するために必須なものである。したがって、大会に必要な経費として平成 29 年 5 月 31 日の大枠の合意に基づき、パラリンピック経費の 1/4 相当額を東京都が負担する事項である。	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	本事業は、大会運営の一環として実施する事業であり、組織委員会が関係者と調整を図りながら一元的に実施した方が効率的かつ効果的と考える。	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	本事業は、東京 2020 大会における各競技会場に係る消防関係法令上の要件と、大会運営上の安全・安心を確保するため、大会の成功には必須である。
	効率性	本事業は、施設や会場に精通した施設管理者や会場警備事業者と個別協議の上、対応可能な会場を抽出、精査することで経費削減を行っており、効率性について配慮している。
	納得性	本事業は、一般競争による調達先を検討したが、資格や専門性を必要とする要員の確保が困難で対応できないことから、競技会場特有の状況や課題を的確に把握している既存施設管理者や会場警備受託事業者と協議し、精査した価格を計上している。
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること	本事業は、大会開催時の各会場における防火防災管理において、消防関係法令を遵守し安全・安心な大会を実現するために必要な事業であり、公費負担の対象として適切と言える。また、V4 予算内に収まっている。	

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。